

議会だより

おおたわら市



“題字は藤田紀夫議長”

平成27年8月1日

No. 171



黒羽城址公園のあじさい

暑中お見舞い申し上げます

公職選挙法第199条の2において、公職の候補者等が選挙区内の方々に対して、お中元、お祭り等の寄付、新盆の供物等、従来から慣行として行われているようなものも寄付に該当し禁止されておりますので、市民の皆様のご理解をお願いいたします。

大田原市議会議員一同

目次

第2回市議会定例会概要	2
議案等と結果ほか	2～3
一般質問	4～8
議会基本条例策定	9～15
協議会及び委員会の内容	16
皆さんからの請願・陳情ほか	17
各常任委員会行政視察報告	18～19
傍聴者の声	20

平成27年
第2回

市議会定例会

介護保険料改定

平成27年第2回市議会定例会（6月定例会）は、去る6月15日（月）から25日（木）までの11日間を会期として開かれました。

本定例会に市長から提出された案件は、固定資産評価審査委員会委員の選任や条例の改正議案など24件、議会からは陳情4件及び議員案2件が提出されました。

主な議案としては、介護保険条例の一部を改正する条例の制定議案や平成27年度大田原市一般会計補正予算議案（第1号）でありました。

介護保険条例の一部を改正する議案については、平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者介護保険料のうち、第一段階の者を対象に保険料基準額に対する割合を軽減するため、

関係部分を改正するものでありました。また、一般会計補正予算議案については、東日本震災により被害を受け、解体を余儀なくされた本庁舎の復興再整備に向けた基本設計策定関連経費を計上するほか、平成26年度に続き消費税率の引き上げの影響を緩和するための臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金などの経費について補正措置を講じたものであります。採決では全議案において全員異議なく原案の通り可決されました。議案等と結果については下記から3ページにかけての一覧表のとおりであります。

また、一般質問は2日間で10人の議員が登壇し、新市庁舎建設に関する質問など多岐にわたる質問がありました。一般質問に関する記事、質問事項一覧については4ページ以降をご覧ください。

平成27年第2回大田原市議会定例会 審議された議案等と結果

議案番号	議案件名	結 果
報告第3号	市長の専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	報告受理
報告第4号	市長の専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	報告受理
報告第5号	市長の専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	報告受理
報告第6号	市長の専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	報告受理
報告第7号	平成26年度大田原市繰越明許費繰越計算報告について（平成27年度に繰越した事業数：29、繰越額：18億7,028万8,526円）	報告受理
報告第8号	平成26年度大田原市水道事業会計予算繰越計算報告について（平成27年度に繰越した事業数：2、繰越額：1,432万800円）	報告受理
報告第9号	一般財団法人大田原市管理公社ほか4法人の経営状況について	報告受理
議案第42号	市長の専決処分事項の承認を求めることについて（平成26年度大田原市一般会計補正予算（第11号））（財政調整基金への積立や地方債の補正）	承認 （全会一致）
議案第43号	市長の専決処分事項の承認を求めることについて（大田原市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	承認 （全会一致）

議案番号	議案件名	結 果
議案第44号	市長の専決処分事項の承認を求めることについて (大田原市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)	承認 (全会一致)
議案第45号	市長の専決処分事項の承認を求めることについて (大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	承認 (全会一致)
議案第46号	大田原市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(深澤眞砂子氏・新任)	同意 (全会一致)
議案第47号	大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について (新たに四つの委員会等を設置することによる改正)	原案可決 (全会一致)
議案第48号	大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について(新たな職を新設すること等による改正)	原案可決 (全会一致)
議案第49号	大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について(新たに道路の位置の指定申請等に係る手数料の設定すること及び長期優良住宅認定申請に係る手数料を変更するもの)	原案可決 (全会一致)
議案第50号	大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について(平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者介護保険料のうち、第1段階の者を対象に保険料基準額に対する割合を軽減するもの)	原案可決 (全会一致)
議案第51号	大田原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(国の基準改正に伴う改正)	原案可決 (全会一致)
議案第52号	大田原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について(国の基準改正に伴う改正)	原案可決 (全会一致)
議案第53号	大田原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について(国の基準改正に伴う改正)	原案可決 (全会一致)
議案第54号	大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(施設管理を指定管理者に行わせることができるようにする改正)	原案可決 (全会一致)
議案第55号	大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について(施設管理を指定管理者に行わせることができるようにする改正)	原案可決 (全会一致)
議案第56号	物品の取得について(消防ポンプ自動車2台を購入すもの)	原案可決 (全会一致)
議案第57号	平成27年度大田原市一般会計補正予算(第1号)(補正金額: 2億6,430万円)	原案可決 (全会一致)
議案第58号	平成27年度大田原市介護保険特別会計補正予算(第1号)(補正金額: 5,250万円の減)	原案可決 (全会一致)
陳情第5号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情	継続審査
陳情第6号	特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情	継続審査
陳情第7号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情	不採択 (全会一致)
陳情第8号	「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情	継続審査
議員案第2号	大田原市議会基本条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議員案第3号	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	原案可決 (全会一致)



滝田 一郎 議員

介護保険制度の改正及び
本市介護保険事業について

質問 本市の介護保険事業が 65 歳以上の介護保険料に与える影響について伺います。

答弁（保健福祉部長） 本市はこれまで県内の中でも充実した介護サービスの提供に取り組んできました。その結果、65 歳以上の第 1 号被保険者が負担する介護保険料の基準額は月額 5800 円となり、県内で一番高い保険料になっています。本市の介護保険事業は、高齢者人口に対する認定率が、平成 26 年度は 19.7% で県内

来入林道を歩くこととなりますが、作業用林道終点の土場までの約 5 キロメートルは、車で行くことも可能になっています。山頂から大倉尾根伝いには、イワウチワやカタクリの群生地があり、自然が手つかずの状態が残っています。これら群生地は、大変貴重な地域資源であることから、その環境保全が最も重要であると考えています。塩那森林管理署の協力をいただきながら、地元須賀川地区の方たちや「黒羽山の会」の方たちと

1 位です。今後も毎年 100 人以上増え、平成 29 年度には認定率が 20.2% となる見込みで、65 歳以上の高齢者の 5 人に 1 人の割合となります。介護サービスにかかる費用も、平成 26 年度は約 53 億円でしたが、平成 29 年度は 65 億円を超える見込みです。

また、市内の施設・居住系サービス基盤の整備状況は、高齢者人口に対する施設の定員は、県内 25 市町のうち 2 番目であり、施設の受け入れ人数は充実していま



菊池 久光 議員

はななめやま
花瓶山の環境保全及び
周辺整備について

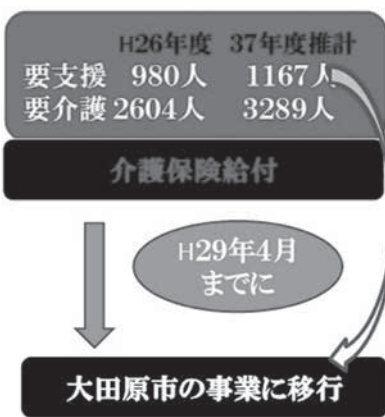
質問 栃木百名山の 1 つである花瓶山の環境保全を行い、地域の貴重な財産・観光資源として生かしていくべきと思うが考えを伺います。

答弁（産業振興部長） 花瓶山は、八溝山系の茨城県との県境に位置し、山頂周辺の茨城県側は、茨城森林管理署により花瓶山冷温帯性植物群落保護林として管理されています。花瓶山に向うには、主要地方道大子黒羽線を須賀川方面に進み、明神トンネル先より市道須賀川 1 号線に入り、さらに如

ともに、対応を協議し、十分な環境保全の体制を整え、観光資源としての活用を考えていきます。



イワウチワ



要支援、要介護者の推移予測



大豆生田 春美 議員

小中学校の英語力アップについて

質問 生徒が英語だけで交流をする宿泊型研修を開催してみたいと思うが市の考えを伺います。

答弁(教育長) 本市では現在、グローバル人材の育成を目的として姉妹都市であるアメリカカウエストコビナ市と交流事業を行い、中学生を派遣してホームステイを行うことで外国の文化に触れる体験を行っています。また、学校生活においても、英語を母語とするALTと呼ばれる外国語指導助手を8名採用し、市内小中学校に訪問させ

取得は完了しており、現在は、平成26年度の繰越工事として、道整備交付金事業の道路改良工事1件及び社会資本整備交付金事業の電線共同溝工事2件を施工しており、9月末の完了を予定しています。

本年度の工事として予定している箇所は、中央多目的公園から市道市役所通り線までの区間の道路改良工事です。また、現在整備している中央工区の区間の完成時期については、平成29年度を目指しています。



ALTによる授業(須賀川小学校)

検討会の中で、生徒が英語だけで交流するイベントの開催について、前向きに検討していきます。



前野 良三 議員

都市計画道路3・3・2号大田原野崎線について

質問 現在整備している区間の進捗状況と完成時期について伺います。

答弁(市長) 都市計画道路3・3・2号大田原野崎線の中央工区(県道大田原高林線から市道市役所通り線までの区間)については、平成21年度より社会資本整備総合交付金の事業の認可を受け整備を進めています。また、平成23年度から平成26年度までの4年間に

整備している中央工区の区間の完成時期については、平成29年度を目指しています。



本年度の工事予定箇所(中央多目的公園付近)



中川 雅之 議員

小中一貫教育について

答弁（教育長） 平成 20 年度より「小中一貫連携研究事業」を開始し、毎年度 1 中学校区を指定し、研究を進め、中学校区ごとの家庭学習の在り方や教職員の交流、地域の実情に合わせた取組などを推進しています。これまでの小中連携の取組で、大きく 3 つの成果が確認できました。1 つ目は、小学校・

中学校の教職員の相互理解が深まったこと。2 つ目は、教職員が児童生徒を多面的に見ることができるようになったこと。3 つ目は、小学校 6 年生が抱いている中学校入学に対する不安感が軽減されたことです。本市では、小中一貫教育の在り方を検討するため、今年度より市小中一貫教育検討委員会を立ち上げました。今年度は先進地視察を含む 6 回の検討委員会を実施し、小中一貫教育推進の方向性を定



今年度小中一貫連携研究事業の対象となった親園中学校

め、平成 28 年度には、具体的な計画を策定する作業部会を設置し、平成 29 年度には、モデル中学校区を指定する予定です。



小池 利雄 議員

学習障害等支援事業の取り組みについて

質問 「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」の概要について伺います。
答弁（教育長） 平成 26 年度より、学習困難による学校不応の減少を目指し、文部科学省より、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業」の委託を受け、学習障害等の学習に困難を抱える児童の早期発見、児童の実態に応じた個別指導とユニバーサルデザインの授業づくりを推進していく研究を進めております。

研究内容としては、通常学級におけるユニバーサルデザインを 1 次支援、学校体制で取り組む個別支援を 2 次支援、通級指導教室等を利用した支援を 3 次支援と捉え、研究指定校である小学校 2 校を中心に市内全校に広がるよう取り組みんでいます。
※ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるように製品や建造物、生活空間などを設計すること



研究指定校である金丸小学校



鈴木 央 議員

大田原市火葬場について

質問 大田原市火葬場の建て替えについて伺います。

答弁(市民生活部長) 那須地区広域行政事務組合の生活環境部会が、「那須圏域の火葬場事業広域化に関する調査研究報告書」をまとめ、その中で火葬場の建設については、現行施設の将来需要への対応能力及び各施設の課題について研究した結果、将来の火葬件数の増加への対応は可能ですが、住民サービスの質が低下し、今後のニーズに対応できなくなることが

予想されています。そのため、今後那須圏域の火葬場の施設の老朽化診断を行い、新火葬場建設の時期を厳密に判断する必要がある、火葬場の数や建設候補地の条件等、那須地区の火葬場事業の将来像について検討し、構成市町の新火葬場建設事業への参画の意思を確認した上で、広域化についての合意があれば、那須地区広域行政事務組合を事業実施主体とするための諸手続きに入るとしています。以上の結果を受け、本市では、今年度



大田原火葬場

中に老朽化診断のための耐震調査を実施することとしました。



高野 礼子 議員

農業行政について

質問 耕作放棄地の現況について伺います。

答弁(市長) 我が国では、農業者の高齢化や担い手の減少による耕作放棄地の増加が懸念され、解消に向けた取り組みが急務となっています。本市では、平成26年度末時点で17.8ヘクタールの耕作放棄地が存在し、中でも那珂川の東部地域でこの傾向が著しく、特に両郷・須賀川地区では市内に有する耕作放棄地の約半分の面積を占める状況となっています。本市では、

農業委員会による農地パトロール等を毎年定期的に実施し、耕作放棄地の所有者に対する指導や必要に応じて勧告等を行うとともに、農業公社と連携して、農地を集積できそうな新たな耕作者を紹介するなど、耕作放棄地の減少に向けた取り組みを実施しています。特に、中山間地域においては、国の中山間地域等直接支払制度の積極的な活用を推進することで、農業生産条件の不利な中山間地域における耕作放棄地の発生



管理が行き届いていない田んぼ

防止に努めています。



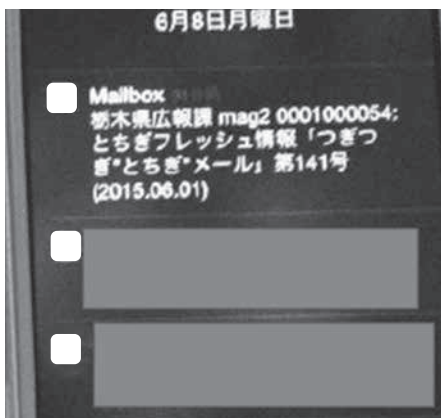
星 雅人 議員

メールマガジンによる
市からの情報発信について

質問 安全安心メール以外にもメールマガジンを使った情報発信をすべきと考えるが市の考えを伺います。

答弁（総合政策部長） 情報発信については、「大田原市地域ICT総合推進計画」にある31の取組みの一つとして計画に盛り込んでいます。計画の実施にあたっては、限られた資源を有効に活用するため、平成26年度初めに計画の実施時期を見直し、各々の取組みの優先付けを行い、その結果を反映し

た実行計画を大田原市電子市役所推進本部会議において決定し、現在この計画に基づいて順次進めているところです。この実行計画では、SNSを利用した情報発信を行い、その次にメールマガジンでの情報発信を行うこととなっています。これにより昨年7月からフェイスブック、今年4月からユーチューブを活用した情報発信を開始し、メールマガジンについては、平成28年度に開始する計画となつてい



栃木県から送られてくるメールマガジン



小野寺 尚武 議員

新庁舎建設について

質問 新庁舎建設にあたり、完成までのスケジュールと財源計画について伺います。

答弁（総合政策部長） 現在、「大田原市庁舎復興再整備基本構想」の内容をより具体化するため、職員で組織する「大田原市庁舎復興再整備基本計画策定委員会」において、基本計画案を検討しています。基本計画の策定後は、基本設計の発注を行い、本年度中に完了するよう進めていきます。基本設計策定後は、実施設計と工事とを

あわせて発注するデザインビルドの手法を含めて検討し、平成31年度の完成を目指していきます。

財源計画については、公共施設等整備基金及び合併特例債を活用し、加えて国の震災復興支援を見込んでおりますが、平成27年度末で一旦終了することになり、その後、新たな財政支援措置が講じられるものと考えておりますので、国の動向を注視しながら、国の財政支援措置を最大限に活用し、庁舎整備を進めていきます。



旧本庁舎の解体の様子

たいと考えています。

※SNS：登録された利用者が同士の交流できるウェブサイトの会員制サービス

大田原市議会基本条例策定

6月定例会の最終日に議員より「大田原市議会基本条例」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第2号として上程し、可決いたしました。この大田原市議会基本条例は、その名のとおり大田原市議会の運営や議員活動の基本を定めたものであり、議会基本条例策定等検討委員会において約1年半、計20回にわたり協議を重ねてまいりました。ここにその全文を掲載いたします。

大田原市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 自由討議（第4条・第5条）

第4章 市民と議会の関係（第6条 — 第11条）

第5章 議会と執行機関の関係（第12条 — 第16条）

第6章 委員会の活動（第17条）

第7章 会派（第18条）

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条 — 第23条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第24条 — 第26条）

第10章 最高規範性を見直し手続（第27条 — 第31条）

附則

前文

大田原市は、栃木県の北東部に位置し、中央部から西部にかけて那須野が原扇状地の扇端付近にあたる平地が広がり、また、東部には八溝山を中心に八溝山系の豊富な森林を有し、那珂川、箒川、蛇尾川の三河川をはじめ多くの河川が市内を流れるなど、良質で豊かな水を利用した水田が広がっています。立地環境は、首都圏より150キロメートル圏内にあり、自然災害が少なく地震に強い地盤と豊かな自然に恵まれた地域です。また、豊富な工業用水等を活かし産業基盤の整備充実を図り、豊かな自然環境と調和のとれた都市として発展しています。

大田原市議会（以下「議会」という。）は、豊かな自然と長い歴史に培われた暮らしを守りながら「住んでよかった」、「住みたい」と思えるまちづくりを継承するとともに、「住む人が輝き、来る人がやすらぐ、幸せ度の高いまち」の実現を将来像として目指し、市民主体のまちづくりを推進し、二元代表制の原理に基づき行政の事務執行の監視を強化

するとともに、政策立案及び政策提言の機能を十分に発揮することに努め、市の重要な意思決定を行います。

議会は、公正性、公平性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会と一層の議会改革を推進し、議会活性化及び市民参加を推進する議会の実現を目指します。よって、ここに議会及び議員の活動原則を定め、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにし、真の市民自治社会の実現を目指すことを決意し、議会における最高規範として、大田原市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権時代における「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなる「地方自治の本旨」について追及し、議会及び議員の活動並びに議会運営の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託に的確に応え、真に開かれた議会運営を実現し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

（議会の運営原則）

第2条 議会は、公正性、公平性及び透明性を確保するとともに、真に開かれた議会を目指し、常に議会改革に前向きに取り組むものとする。

2 議会が市民を代表する合議制の議事機関であることを議員は常に自覚し、市民の多様な意見を把握するとともに、提出された議案、請願又は陳情の審議及び審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むものとし、行政運営に反映させる議会運営に努めるものとする。

3 議会は、市長等に対し、市政の適切な行政運営が行われているか監視し、及び評価するものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい言葉を用いた積極的な情報の公開に取り組み、市政の現況について市民への説明に努めるとともに、市民が議会活動に参加する機会の拡充に努めるものとする。

5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開時刻を傍聴者に説明するとともに、議案の審議に用いる資料等を提供するほか、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めるものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、次の各号に定める事項を基本に活動を行うものとする。

- (1) 議員間の自由な討議を行うこと。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の代表者として責任ある活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。

- (4) 議会活動について、市民に対し積極的に情報を発信し、説明に努めること。
- (5) 自己の能力を高める不断の研鑽に励み、日常の調査及び研究活動を通じて自らの資質の向上に努めること。

第3章 自由討議

(議会の自由討議)

第4条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議員は、議案等の審査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めなければならない。
- 3 議員は、積極的に政策討論を行うことにより、議員相互の合意形成を図り、政策立案及び政策提言に資するよう努めなければならない。
- 4 議員は、議員相互間の自由討議を拡大し、条例制定及び意見書その他の議案等の提出を積極的に行うよう努めなければならない。
- 5 議員は、議案等を審議し結論を採決する場合は、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めた結果について、市民に対し、十分に説明責任を果たさなければならない。

(全員協議会)

第5条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会内での共通認識の醸成を図り、議員相互間の議論の場として全員協議会を活用する。

第4章 市民と議会の関係

(議会の情報公開と説明責任)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を公表、発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。

(市民との連携)

第7条 議会は、市民との意見交換の場を必要に応じ設け、政策提案の拡大を図らなければならない。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情の提出は、市民が抱える懸案事項であると捉え、請願及び陳情の審査に当たっては、提出者の申出により説明及び意見を聴く機会を設け、市民が議会活動に参加する機会を確保しなければならない。

(議会広報の充実)

第9条 議会は、市民が市政に関心を持つよう各議員の採決に対する態度を公表し、議員の活動に対する市民の評価が的確になされるよう議会広報活動に努めなければならない。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報活動に努めなければならない。

(議会報告会)

第 10 条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会と市民との関係を深め、市民の議会への理解を深めるため、議会報告会は、全議員が出席することとし、議会の説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 議会報告会で聴取した市民の意見に基づき、議会運営の改善を図るものとする。

4 この条例に定めるもののほか、議会報告会に関することは、議長が別に定める。

(広聴制度)

第 11 条 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、広聴制度を設けるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を議会の審議等に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用にも努めるものとする。

第 5 章 議会と執行機関の関係

(議員と執行機関の関係)

第 12 条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、市政の発展に取り組まなければならない。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答的方式で行うものとする。

3 議長から本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

4 議員は、本会議の閉会中においては議長の判断により市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、文書により回答しなければならない。

(議会審議における論点の形成)

第 13 条 議会は、市長等が提出する議案等について、議会審議における論点を形成し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (6) 関係ある法令及び条例等
- (7) 政策等の実施に関わる財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算
- (9) 政策による成果・効果（決算審議）

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第 14 条 市長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努め、議会に提出するものとする。

(議員による事業評価)

第 15 条 議会は、市長等が提出する議案等のうち重要な政策について、第 13 条各号に掲げる事項に基づき、当該政策の執行に係る事業評価の審議に努め、市長等に事業評価の結果を通知するものとする。

(議決事件の拡大)

第 16 条 議会は、市長等とともに責任を担いながら、計画的かつ公正性・透明性の高い市政運営に努めるものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項に規定する議決事件のほか、市政に関わる特に重要な事項については、別に条例を定めることにより、同条第 2 項の規定に基づく議決事件とすることができる。

第 6 章 委員会の活動

(委員会の活動)

第 17 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するとともに、政策提言及び政策立案を行うものとする。

2 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会は、市長等が提出した議案又は市の一般事務について、市民から発言をする機会の要請があったときは、発言の機会を与えることができる。

第 7 章 会派

(会派)

第 18 条 議会は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした同一の理念を共有する議員集団として活動するものとする。

3 会派は、政策立案、政策提言及び政策決定等に関し、必要に応じて他の会派と調整し、又は合意形成に努めるものとする。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第 19 条 議会は、各委員会や全員協議会の有機的な連携により機動力を高めるとともに、一層柔軟に市政の課題を解決するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 20 条 議長は、議員の政策形成及び政策立案を補助するため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、当該事務局の機能及び組織体制の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の利用)

第 2 1 条 議会は、議会図書室の充実を図り、市民の利活用に対応できる整備を行うものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書及び資料の充実に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第 2 2 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、広く各分野の専門家を招き、専門的見地からの意見や助言を求め、議員一人ひとりが資質の向上に努めるものとする。

(ＩＣＴの積極的活用)

第 2 3 条 議会は、ＩＣＴ(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 1 2 年法律第 1 4 4 号)第 1 条に規定する情報通信技術をいう。以下この条において同じ。)を積極的に活用するものとする。

2 議会は、大田原市地域ＩＣＴ総合推進計画に基づき、ＩＣＴを活用した会議や情報発信を行うものとする。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 2 4 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

2 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、市民の代表として良心と責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

(議員定数)

第 2 5 条 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業等を考慮して定めるものとする。

2 議員定数の改正については、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を配慮して行うものとする。この場合において、識見を有する者等の意見を参考にするとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

3 議員定数に関する条例の改正案は、法第 7 4 条第 1 項の規定による市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第 1 0 9 条第 7 項又は法第 1 1 2 条第 1 項の規定に基づき文書を持って、委員会又は議員が提出するものとする。

(議員報酬)

第 2 6 条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を参考にするものとする。この場合において、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとする。

- 2 議員報酬に関する条例の改正案は、法第 74 条第 1 項の規定による市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して法第 109 条第 7 項又は法第 112 条第 1 項の規定に基づき委員会又は議員が提出するものとする。

第 10 章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

- 第 27 条 この条例は、市における議会運営の最高規範であり、この条例に違反する条例、議会の規則又は規程等は、これを制定してはならない。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等を順守し及び運用する場合においては、この条例に照らして判断しなければならない。

- 3 議会は、この条例を市民自治の趣旨にのっとり運用しなければならない。

(議会及び議員の責務)

- 第 28 条 議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を順守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(検証)

- 第 29 条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかについて、検証するものとする。

(見直し手続)

- 第 30 条 議会は、前条の規定による検証結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

- 2 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、市民に改正理由及び背景を詳しく説明したのち、本会議に提案しなければならない。

(委任)

- 第 31 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会規則等で定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

平成27年 9月定例会 開催のお知らせ

会期(予定)

9月7日(月)~9月24日(木)

※ 一般質問内容など詳細につきましては後日、議会ホームページで公開いたします。



市議会HPは
こちらから



協議会及び委員会の内容 《4月～6月》

全員協議会

4月14日

(報告事項)

平成27年度大田原市地域おこし協力隊の第一次募集について

平成26年度情報公開の状況について

請願・陳情採択事件処理状況の報告について

(協議事項)

大田原市議会広報広聴委員会規程について

大田原市議会広報紙「おおたわら市議会だより」発行規程について

5月12日

(報告事項)

平成26年度大田原市一般会計補正予算(第11号)について

「平成27年度大田原市の家計簿」について

平成26年度市営バス全路線及びデマンド交通の年間利用者及び収入状況について

品川台工業団地への企業誘致について

大田原市の教育大綱の策定について

大田原小学校管理教室棟増改築事業について

紫塚小学校管理特別教室棟増改築事業について

「第39回バリマラソン大会」派遣選手の成績について

「那須サイクルフェスタ2015」の開催について

議会基本条例(案)の中間報告について

(協議事項)

那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員について

5月26日

(協議事項)

大田原市環境審議会委員について

大田原市みどりの倍增プラン推進委員について

大田原市議会基本条例(案)について

6月8日

(協議事項)

大田原市議会基本条例(案)について

地方自治法第96条第2項の規定により議会の

議決すべき事件を定める条例(案)について

6月25日

(報告事項)

「那須地区における災害時応急対策活動の協力に関する協定の締結について

大田原市健康長寿都市推進委員会事業(健康セミナー他)の実施について

平成27年度健康ポイントプロジェクト参加者募集について

「認知症簡易チェックサイト」の開設について

大田原市立黒羽中学校屋内温水プールの愛称について

総務常任委員会行政視察の報告について

民生常任委員会行政視察の報告について

建設産業常任委員会行政視察の報告について

文教常任委員会行政視察の報告について

大田原グリーン・ツーリズム推進協議会の総会報告について

(協議事項)

議会基本条例に関わる規則等について

大田原市未来創造戦略推進会議委員の推薦について

大田原市議会新庁舎建設検討委員会設置要領について

6月22日

付託議案の審査

6月22日

付託議案の審査

6月22日

付託議案の審査

6月22日

付託議案の審査

6月23日

付託議案の審査

6月23日

付託議案の審査

6月23日

付託議案の審査

6月23日

付託議案の審査

議会運営委員会

5月12日

平成27年6月定例会に係る議案書の取り扱いについて

5月26日

大田原市議会正副議長立候補所信表明演説会実施要綱について

請願者・陳情者の委員会における意見陳述について

議員による事業評価について

議案書等の差し替え期限について

一般質問で使用するパネルの取り扱いについて

本会議での質疑について

タブレットPCの活用について

請願書・陳情書の取り扱いについて

6月8日

平成27年第2回市議会定例会の運営について

6月25日

議員案について

5月8日

議会基本条例(案)について

5月29日

議会基本条例(案)について

4月9日

議会だよりの発行について

6月18日

議会だよりの協議

6月25日

議会だよりの協議

6月25日

議会だよりの協議

6月25日

議会だよりの協議

6月25日

議会だよりの協議

みなさんからの「請願・陳情」

(委員会審査状況)

《陳情第5号》

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

(平成27年5月提出)

《提出者》

宇都宮市兵庫塚3-10-30
全栃木教職員組合

執行委員長 篠原 章彦

《請願の趣旨》

○国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させる意見書の提出を求めるもの

○35人以下学級実現のため、標準法を改正して教職員定数改善計画を立てる意見書の提出を求めるもの

《文教常任委員会審査の内容・結果》

審査では、本市は、大規模校から小規模校まで、児童生徒の人数は地域により差があります。本市の状況を調査するとともに、教職員定数改善計画についても調査しなければならぬことから本委員会では**継続審査**とすることになりました。

《陳情第6号》

特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

(平成27年5月提出)

《提出者》

宇都宮市兵庫塚3-10-30
全栃木教職員組合

執行委員長 篠原 章彦

《請願の趣旨》

○特別支援学校の「設置基準」を策定することを文部科学大臣に意見書の提出を求めるもの

《文教常任委員会審査の内容・結果》

審査では、本市に施設がないため、施設の運営がどのように行われているか不明な点があり、現地調査をしないと結論が出せないため、近隣の施設を調査することとしたこと

から本委員会では**継続審査**とすることになりました。

《陳情第7号》

国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情

(平成27年5月提出)

《提出者》

宇都宮市兵庫塚3-10-30
全栃木教職員組合

執行委員長 篠原 章彦

《陳情の趣旨》

○「高等学校等就学支援金」への所得制限をやめて「高校無償化」を復活させる意見書の提出を求めるもの

○「奨学給付金」を拡充して、高校生への給付制奨学金を確立する意見書の提出を求めるもの

《文教常任委員会審査の内容・結果》

高等学校等就学支援金の現行制度は、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等を図っていることから、採決では全会一致で**不採択**となりました。

《陳情第8号》

「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

(平成27年5月提出)

《提出者》

宇都宮市兵庫塚3-10-30
全栃木教職員組合

執行委員長 篠原 章彦

《陳情の趣旨》

○大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくることを求める意見を国に提出を求めるもの

《文教常任委員会審査の内容・結果》

審査では、経済情勢の低迷から、貧困家庭では、高校や大学に進学することを断念せざるを得ないという状況も現実的にあり、給付制奨学金の制度について調査しなければ判断できないことから本委員会では**継続審査**とすることになりました。

議会日誌

4月



9日○広報広聴委員会

14日○全員協議会

28日○二戸市議会行政視察受入

5月



8日○議会基本条例策定等検討委員会

12日○全員協議会

○議会運営委員会

13日○唐津市議会行政視察受入

15日○那須市町村議会議長会総会

18日○総務常任委員会行政視察

(岡山県備前市、愛知県一宮市、静岡県焼津市20日まで)

18日○文教常任委員会行政視察

(埼玉県上尾市、兵庫県小野市、奈良県奈良市20日まで)

20日○民生常任委員会行政視察

(東京都台東区、沖縄県沖縄市、沖縄県読谷村、沖縄県那覇市22日まで)

6月



20日○建設産業常任委員会行政視察

(大分県臼杵市、大分県日田市、福岡県糸島市22日まで)

21日○川西市議会行政視察受入

25日○栃木県市議会議長会(26日まで)

26日○全員協議会

○議会運営委員会

27日○関東市議会議長会(28日まで)

29日○議会基本条例策定等検討委員会

○県北5市議長会

8日○全員協議会

○議会運営委員会

15日○平成27年第2回市議会定例会

招集(本会議)

17日○本会議(一般質問)

18日○本会議(一般質問)

○広報広聴委員会

22日○総務常任委員会

○民生常任委員会

23日○建設産業常任委員会

○文教常任委員会

25日○本会議(議決)

○議会運営委員会

○全員協議会

○広報広聴委員会

各常任委員会行政視察報告

5月18日から22日にかけて、総務、民生、建設産業、文教の4常任委員会が、それぞれ行政視察を行ってまいりました。各常任委員会の報告は以下のとおりです。

総務常任委員会

5月18日～20日(所管事項調査)

一 岡山県備前市

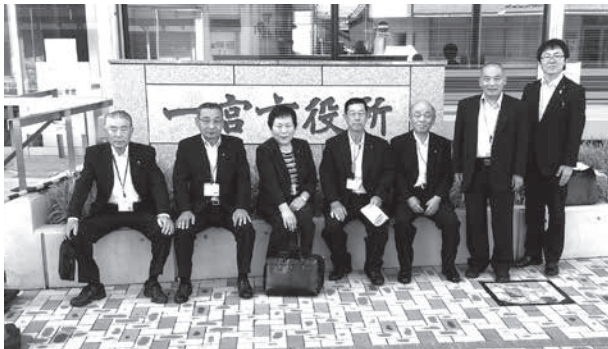
「定住自立圏構想の実施状況について」

定住自立圏構想の実施に当たり、中心市を備前市が、周辺市である赤穂市が事務局を担当し事務負担の分散化を図っている。また、第一期で問題視された、費用対効果の面での反省を踏まえ、第二期では、選択と集中を意識した事業推進を図っている。

二 愛知県一宮市

「新庁舎建設について」

新庁舎の基本理念として、「市のシンボルとなる庁舎」、「便利で分かりやすい庁舎」、「市民に開かれた庁舎」、「安全・安心な庁舎」となっており、具体的には、低層階での総合窓口化、防災会議室の常設化、執務空間のオープン化等がなされている。



一宮市役所にて

三 静岡県焼津市

「全職員へのタブレット端末配付について」

タブレット端末活用により、会議のペーパーレス化でのコスト削減をはじめ、外国人への通訳の実施、イベント情報の発信、災害時や工事現場の状況のリアルタイム送信等に威力を発揮している。

民生常任委員会

5月20日～22日(所管事項調査)

一 東京都台東区

「こども環境委員会について」

小学校高学年を対象とした講座で、単なる対処療法的な学習ではなく、問題の本質を、さまざまな体験を通して理解させ、環境への意識の変化を目的としている。

二 沖縄県沖縄市

「こどものまち推進について」

平成17年国勢調査で15歳未満の人口の割合が全国一高く、平成20年度に「こどものまち」を宣言し、未来に可能性を秘めたこどもたちの表現活動を育む環境づくりを推進している。

三 沖縄県読谷村

(よみたんそん)

「ドクターヘリの出動範囲について」

最大距離は、鹿児島県に属している徳之島、約200

キロメートル、2時間、出動する場合は、離島の病院等からの要請が多く、ドクターが、患者等の状態を確認するなど、連携が図られている。

四 沖縄県那覇市

「病児・病後児保育について」

病気の回復期に乳幼児を一時的に預かる事業を、民間の病院が自主事業として始め、その後、那覇市内3カ所へ業務を委託し事業を開始している。



那覇市役所にて

建設産業常任委員会

5月20日～22日(所管事項調査)

一 大分県臼杵市

「土づくりセンターについて」

同施設では完熟堆肥を人工的に製造し、良質な堆肥を活用し、「ほんまもん農産物」事業に取り組み、ブランド化の推進を行うなど、農業振興に力を入れている。堆肥材料には草木類や豚糞を使い、6カ月かけて完熟させ、1年あたり3000トン以上の完熟堆肥を製造する能力がある。

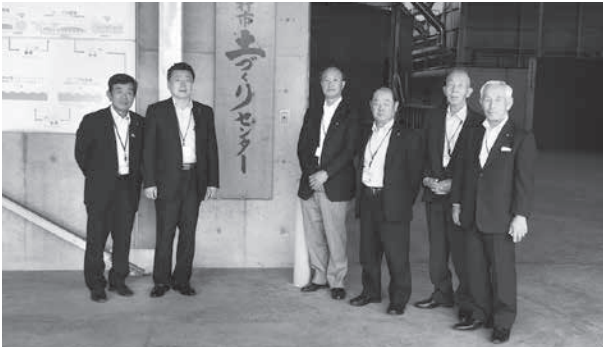
三 福岡県糸島市

「竹林整備促進事業について」

糸島市では、市内において伐採された竹を、1トン当たり5000円で買い取り、加えて30000円の糸島市商工会商品券を交付している。竹は粉碎、加工後に道路のり面保護材などに活用され、のり面の緑化、自然環境の保持に役立っている。

二 大分県日田市
「バイオマス資源化センターについて」

日田市では、生ごみや豚糞尿などの有機物をメタン発酵処理し、発電、液肥及び堆肥の生産を行い、堆肥は市民に安価で販売している。一日当たりの処理能力は80トン、発電能力は340キロワット、液肥は年間3300トン、堆肥は年間3000トン生産している。



臼杵市土づくりセンターにて

文教常任委員会

5月18日～20日(所管事項調査)

一 埼玉県上尾市

「弓道場について」

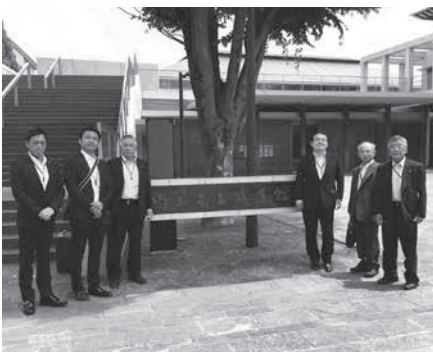
埼玉県立武道館は、バリアフリー及びユニバーサルデザインを取り入れた施設で、主道場のほか6つの道場が整備され、弓道場については、近代的弓道場が12人立、遠的弓道場が10人立の近代的な設備が整っていた。また、本市は那須与一公のゆかりの地として、新しい弓道場建設が望まれる。

三 奈良県奈良市
「小中一貫教育の取り組みについて」

義務教育の9年間で学習内容の系統性を重視し、義務教育の目的、目標としている資質、能力、態度等をよりよく養えるよう児童生徒を育てる取り組みを行っている。

二 兵庫県小野市
「小中連携教育の推進について」

小学校から中学校に進学することにより、新しい環境での学習や生活へ移行するため、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等(いわゆる中1ギャップ)に直面し、小学校から中学校への接続を円滑



埼玉県立武道館前にて

市議会ではインターネットによる生中継をしています

●アクセス方法 ご自宅等のパソコンから生中継をご覧いただく際は、市のホームページの「大田原市議会」から「議会中継」のページへお進みください。また、タブレット端末及びスマートフォンからも視聴できます。

●大田原市ホームページ <http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/>

●お問い合わせ先 大田原市議会事務局 ☎23-8714



質問通告者と質問事項

※8月下旬頃にホームページで会議録が公開されます。

菊池久光 議員

- ① 花瓶山の環境保全及び周辺整備について
- ② 地域おこし協力隊について
- ③ 地域防災について
- ④ 市内保育園・幼稚園等の熱中症対策について

大豆生田 春美 議員

- ① 選挙の投票率アップについて
- ② 小中学校の英語力アップについて
- ③ 消防団OBの活動推進と支援について

高野 礼子 議員

- ④ 消防本部の新築・移転に伴う消防サイレンの吹鳴について

滝田 一郎 議員

- ① 介護保険制度の改正及び本市介護保険事業について
- ② プレミアム付き大田原市子育て支援券の流通促進について
- ③ 本市における担い手への農地集積について

小池 利雄 議員

- ① 小中学校におけるタブレットパソコンの取り組みについて
- ② 学習障害等支援事業の取り組みについて
- ③ 防災対策の取り組みについて

鈴木 央 議員

- ① 自治会について
- ② 大田原市火葬場について
- ③ 集中豪雨対策について
- ④ 病児保育について

小野寺 尚武 議員

- ① 新庁舎建設について

星 雅人 議員

- ① メールマガジンによる市からの情報発信について
- ② カワウの被害対策について

前野 良三 議員

- ① 都市計画道路3・3・2号大田原野崎線について
- ② 道路整備計画について
- ③ 防災対策について

中川 雅之 議員

- ① 小中一貫教育について
- ② 脳科学に基づく16か年教育の推進について
- ③ 放課後、休日、長期休暇等における教育・文化及びスポーツ推進について



声



佐久山 本多 房雄 さん

6月17日の定例会を傍聴しました。傍聴の目的は、知人の市議会議員の質問する雄姿を一目見たいと思ったからです。

議会棟の外階段を上り受付を済まし議場に入ると、既に議事は開始されており、一問一答方式による質問に対して市長及び市執行部の答弁が行われており、静寂の中にも熱のこもった議論が傍聴席に響いてきました。二階の傍聴席より議場を覗いてみると、市長及び市執行部並びに議員の皆さんがタブレットを操作しながら質問や答弁のやり取りを行っており、現代のIT技術を駆使し議事をスムーズに進行している様に驚かされました。

また受付時に頂いた質問通告書の中には、地域おこし協力隊、子育て支援、道路整備、防災対策、農業行政、新庁舎建設等の質問要旨が記載されており、それに

基づき各々の議員が30分の持ち時間で質問を行い、それに対して市長や市執行部が答弁を繰り返していました。質問の内容については、各議員が市民の声を広く聞き入れて集約したものであり、議員の皆さんには頭が下がります。市当局の答弁内容についても大田原市の将来を見据えた答弁となっており、今後を期待したいと思っています。さらに答弁書作成にあたっては各部門の係長クラスが主力となり、幅広く情報を収集して作成したと思われまます。縁の下の力持ちの皆さんご苦労様です。最後にありますが、今回の市議会を傍聴させていただき、市長及び市執行部並びに議員の皆さんが、より良い大田原にするんだという意欲が十分伝わりました。今後の活躍をご期待いたします。